

雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、郵送による証明認定等を行ってききましたが、令和2年10月1日以降につきましては、従来どおり原則、来所による失業認定となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。ただし、高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方の失業認定日につきましては、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

認定日の取扱いについて

原則、来所による失業認定となりますが、高齢の方（概ね60歳以上）、基礎疾患のある方、妊娠中の方は当面の間、希望される場合は郵送による証明認定が可能です。

○郵送による証明認定

現在指定されている失業認定日の翌日から起算して7日以内に「雇用保険受給資格者証」、「失業認定申告書」、「返信用封筒（切手不要）」をハローワークに郵送してください。

※失業認定申告書の下部備考欄に「新型コロナウイルス感染防止のため安定所への来所が困難」の記載と昼間連絡可能な電話番号を記載してください。ハローワークで処理後、受給資格者証等を返送します。

※郵送事故防止のため、特定記録で郵送いただきますようお願いいたします。

また、認定日変更の取扱いも可能ですので、希望される場合は次の認定日の前日までに来所し、失業の認定を受けてください。

詳しくは、[管轄のハローワークの雇用保険窓口にお問い合わせください。](#)

